



浄化槽を正しく管理して 大切な水環境を守りましょう

浄化槽は、微生物の働きによってトイレの排水や生活雑排水をきれいにして河川などへ放流する設備です。しかし、浄化槽の適正な維持管理を行わないと、放流水の水質悪化や悪臭の発生など、水環境や生活環境の悪化の原因となってしまいます。そのため、浄化槽の機能を発揮するためには、浄化槽使用者は浄化槽法に基づく3つの義務「保守点検」「清掃」「法定検査」を実施する必要があります。きれいな水を放流するために浄化槽の適正管理をお願いします。



重要

適正な浄化槽の維持管理のための3つの義務

- **保守点検（浄化槽法第10条）**

浄化槽の処理機能維持及び水質向上または改善に必要な作業です。この点検は、岐阜県に登録されている保守点検業者に依頼してください。

問い合わせ：西濃県事務所 環境課 ☎73-1111

- **清掃（浄化槽法第10条）**

放流水質悪化の予防、低下した浄化槽の処理機能回復及び早期立ち上がりに必要な調整を行う作業です。この清掃は、市の許可業者である㈱日本環境管理センターに依頼してください。

㈱日本環境管理センター ☎65-1132

- **法定検査（浄化槽法第11条）**

保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽が正常に働いているかを確認する検査です。すべての浄化槽において、**年1回**定期的に行う必要があります。この検査は、岐阜県が指定した検査機関である（一財）岐阜県環境管理技術センターに依頼してください。

（一財）岐阜県環境管理技術センター ☎058-276-0321

3つの義務を一括で契約する浄化槽らくらく一括契約が便利です！

浄化槽法で定められた3つの義務「保守点検」「清掃」「法定検査」を同時に契約することができ、個々に契約する手間がなくなるほか、料金が割安になるメリットがあります。契約については、保守点検業者、清掃業者もしくは「岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会」へご依頼ください。

岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会 ☎058-276-0306



みず再生施設認定制度

適正管理を行っている浄化槽が、環境省の指針より厳しい認定基準に適合し下水道と同等の放流水質が確保されている優良な浄化槽として、（一財）岐阜県環境管理技術センターにより認定される制度です。

こんな時は手続きが必要です

項目	内 容
浄化槽の使用を休止する場合 (浄化槽法第11条の2第1項)	住む人がいないなどの理由により、浄化槽の使用を休止する場合は、浄化槽法で定める清掃を行い、「浄化槽使用休止届出書」を提出することで、保守点検、清掃、法定検査の義務が免除されます。 (手続き) ・清掃業者へ清掃の依頼を行い、「<u>最終清掃確定通知書</u>」を市へ提出する。 ・清掃業者による最終清掃の実施。 ・「<u>浄化槽使用休止届出書</u>」を市へ提出する。
浄化槽の使用を再開する場合 (浄化槽法第11条の2第2項)	休止中の浄化槽を再び使用する場合、または休止された浄化槽が再開されたことを知った場合は、再開した日もしくは再開されていることを知った日から30日以内に「浄化槽使用再開届出書」を提出してください。なお、<u>休止中の浄化槽は消毒剤が撤去されているなど、正常に稼働できない状態になっているため、必ず保守点検業者に連絡し、点検を行ってから使用してください。</u> (手続き) ・保守点検業者へ点検の依頼を行う。(消毒剤の充填やブローの確認等) ・保守点検業者による点検の実施。 ・「<u>浄化槽使用再開届出書</u>」を市へ提出する。
浄化槽を廃止する場合 (浄化槽法第11条の3)	浄化槽を廃止する場合、使用しなくなった日から30日以内に「浄化槽使用廃止届出書」を提出してください。なお、浄化槽を廃止するときは、必ず<u>最終清掃を行った後、解体等を行ってください。※</u> (手続き) ・清掃業者へ清掃の依頼を行い、「<u>最終清掃確定通知書</u>」を市へ提出する。 ・清掃業者による最終清掃の実施。 ・浄化槽取壊し等の実施。 ・「<u>浄化槽使用廃止届出書</u>」を市へ提出する。
上記届出に係る罰則 (浄化槽法第68条)	上記届出について、届出を行わない場合、または虚偽の届出を行った場合は、5万円以下の過料が科せられます。

※最終清掃を行わず浄化槽やくみ取り便所を解体することは
絶対に行わないでください！！



建物の解体、下水道への接続、浄化槽の入れ替えなどにより、使用していた浄化槽やくみ取り便所を廃止するときは、槽内の最終清掃(し尿、汚泥の抜き取り作業、消毒等)を必ず行ってください。浄化槽やくみ取り便所内に残存する汚泥等は「一般廃棄物」に該当します。これら汚泥等を地下浸透させたりすることは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条に違反する行為となります。(不法投棄)